

議第39号

檀原市議会政治倫理条例の一部改正について

檀原市議会政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月5日提出

提出者	檀原市議会議員	大北かずすけ
賛成者	檀原市議会議員	吉川ひろお
	〃	竹田のぶや
	〃	大保由香子
	〃	上田くによし
	〃	森本えみ
	〃	神田眞美
	〃	細川佳秀

檀原市議会政治倫理条例の一部を改正する条例

檀原市議会政治倫理条例（平成21年檀原市条例第21号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
	<p style="text-align: center;"><u>（団体の長の就任に関する遵守事項）</u></p> <p>第5条 議員は、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう、檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年檀原市告示第95号）別表補助金等の名称の欄に掲げる補助金等の対象となる団体の長（以下「特定団体の長」という。）に就任してはならない。</p>

改正前	改正後
<p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(報告等の保存及び閲覧等)</p> <p>第8条 第6条第1項及び第2項の規定による請負の報告及び訂正並びに前条の規定により提出された税の納付証明書(以下これらを「報告等」という。)は、議長において、当該報告及び提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(政治倫理審査会の設置等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>(違反行為及び虚偽報告等の公示等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 審査会は、議員が前条に規定する資産報告書の提出を拒み、若しくは正当な理由なく提出を遅延し、若しくは第13条に規定する調査への協力の中で虚偽の報告をし、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公示及び公表しなければならない。</p>	<p><u>2 特定団体の長が、議員となった場合は、速やかに当該特定団体の長の職を辞任しなければならない。</u></p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(報告等の保存及び閲覧等)</p> <p>第9条 第7条第1項及び第2項の規定による請負の報告及び訂正並びに前条の規定により提出された税の納付証明書(以下これらを「報告等」という。)は、議長において、当該報告及び提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(政治倫理審査会の設置等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、<u>委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4～7 (略)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(違反行為及び虚偽報告等の公示等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 審査会は、議員が前条に規定する資産報告書の提出を拒み、若しくは正当な理由なく提出を遅延し、若しくは<u>第14条</u>に規定する調査への協力の中で虚偽の報告をし、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公示及び公表しなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
第16条～第19条 (略)	第17条～第20条 (略)

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

理由 団体の長への就任に関し議員の遵守事項を定めるため、所要の改正を行うもの